

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年10月12日	令和7年10月27日	<p>市民局の「令和7年度区民アンケート調査業務」について、事業の目的(契約の目的ではありません)が達成できるとする根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>なお、不存在となるのであれば、不存在理由は単に「当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない」とするのみではなく、情報公開条例解釈・運用の手引に「説明責任を果たす観点から、なぜ作成又は取得していないのかということについても、公開請求者に対して明確になるよう具体的に記入する」とあるように、なぜ存在しないのか、文書が存在せずとも、この事業の実施目的が達成できるとする根拠が説明できるとするのはいかなる理由によるものであるのかについて、不存在の理由に明記してください。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当
令和7年10月24日	令和7年11月7日	<p>2023年6月30日購入物件が重要事項説明に無記載</p> <p>しかし所管市民局総務課●●氏が任務放棄</p> <p>その行為が正しいと示す公文書開示希望</p>	不存在	号	市民局	総務担当
令和7年10月24日	令和7年11月7日	<p>大阪市市民局総務課●●氏が否定なさる当該共同住宅契約条項第10条契約不適合責任を放棄し●●氏職務放棄を容認可能な公文書開示希望</p>	不存在	号	市民局	総務担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年10月24日	令和7年11月7日	大阪市市民局●●総務部長が市民購入共同住宅で水が呑めない状況放置を許す公文書開示希望	不存在	号	市民局	総務担当
令和7年10月24日	令和7年11月7日	大阪市市民局総務部長●●氏は所管業務放棄 今10月初旬より便器に黒ゴマ状異物発生 現状当該住宅の給水は飲用不適 それら●●氏任務放棄を許可する公文書開示希望	不存在	号	市民局	総務担当
令和7年10月24日	令和7年11月7日	市民局総務部●●氏所管の販売時重要事項説明書に無記載の空調使用外時アミ戸にすれば室内はゴキブリ、カメムシの山に重要事項説明違反を放置を許可する公文書開示希望	不存在	号	市民局	総務担当
令和7年10月24日	令和7年11月7日	共同住宅購入時重要事項説明書説明者は宅地建物取引士●●氏 その責を所管の市民局総務部は責任追及故の有無を示す公文書開示希望	不存在	号	市民局	総務担当
令和7年10月24日	令和7年11月7日	市民局総務部長●●氏は当該住宅販売会社及管理会社は連絡拒否実施中にも関わらず購入者に販売会社及管理会社との交渉を強制要任務放棄交渉拒否と交渉せよと所管業務放棄を許す公文書開示希望	不存在	号	市民局	総務担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年10月28日	令和7年11月7日	大阪市長横山氏の消費者保護条例第4節13条～16条を市民局●●部長が放棄している実態を許す公文書開示希望	不存在	号	市民局	総務担当
令和7年10月29日	令和7年11月11日	大阪市市民局ソウム・広聰・コンプライアンス担当●●および●●氏は法律違反申立をしている市民に死ね、コンプライアンスなどどうでも良いとくり返しご指示、●●および●●氏を肯定する公文書開示希望	不存在	号	市民局	総務担当
令和7年10月29日	令和7年11月11日	・大阪市事業所事務分掌規則	公開	号	市民局	総務担当
令和7年10月29日	令和7年11月12日	大阪市消費生活センターご担当●●氏によれば最初重要事項説明書違反。続いて医師法介護保険法違反区分所有法違反・販売物件である申出を大阪市民報告するも●●氏裁量。●●氏の言動行動を許す公文書開示希望。	不存在	号	市民局	消費者センター

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年10月29日	令和7年11月12日	2023.9月以降にご依頼致しました居住共同住宅への重要事項説明書違反についてご指導頂きました内容の説明書面公開希望。販売者は説明書違反に加え殺害計画提示。区分所有法違反を実施。それらのご指導内容又安全法提示の相手方との交渉方法のご提示も願上ます。	公開請求 拒否	号	市民局	消費者センター